

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成20年2月14日(2008.2.14)

【公開番号】特開2007-324138(P2007-324138A)

【公開日】平成19年12月13日(2007.12.13)

【年通号数】公開・登録公報2007-048

【出願番号】特願2007-189278(P2007-189278)

【国際特許分類】

H 01 B	5/00	(2006.01)
H 01 B	1/22	(2006.01)
B 22 F	1/02	(2006.01)
H 01 R	11/01	(2006.01)
B 22 F	1/00	(2006.01)

【F I】

H 01 B	5/00	G
H 01 B	5/00	C
H 01 B	1/22	Z
B 22 F	1/02	A
H 01 R	11/01	5 0 1 E
B 22 F	1/00	K
B 22 F	1/00	L
B 22 F	1/00	M
B 22 F	1/00	N
B 22 F	1/00	R
B 22 F	1/00	S

【手続補正書】

【提出日】平成19年12月21日(2007.12.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基材微粒子の表面に、導電性物質を用いて構成されている粒子状の芯物質を有し、前記基材微粒子及び前記芯物質がメッキ被膜により被覆されており、前記芯物質が被覆されていることによって、前記メッキ被膜の表面が隆起した複数の突起を有することを特徴とする、導電性微粒子。

【請求項2】

前記基材微粒子の表面に存在する前記芯物質の少なくとも80%以上が、前記基材微粒子に接触又は前記基材微粒子から5nm以内の距離に存在することを特徴とする、請求項1記載の導電性微粒子。

【請求項3】

前記メッキ被膜の最外側表面が金層であることを特徴とする、請求項1または2に記載の導電性微粒子。

【請求項4】

前記芯物質は、少なくとも1種以上の金属を用いて構成されていることを特徴とする、請求項1～3のいずれか1項に記載の導電性微粒子。

【請求項 5】

前記基材微粒子は、樹脂微粒子であることを特徴とする、請求項1～4のいずれか1項に記載の導電性微粒子。

【請求項 6】

前記隆起した突起部分の平均高さが、導電性微粒子の平均粒子径の0.5%以上であることを特徴とする、請求項1～5のいずれか1項に記載の導電性微粒子。

【請求項 7】

請求項1～6のいずれか1項に記載の導電性微粒子が樹脂バインダーに分散されていることを特徴とする、異方性導電材料。